

# オンライン診療(情報通信機器を用いた診療)にか かかる基準について

1. 当院では、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、情報通信機器を用いたオンライン診療を実施しております。

・オンライン診療の実施にあたっては、毎回、医師が患者さまの病状等を踏まえ、医学的な観点から実施の可否を判断いたします。

医師がオンライン診療による診療が適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療をご案内いたします。

【オンライン診療を行う事が適切でないと判断する例】  
「急病急変など緊急性が高い症状の場合」等

・初診の場合、向精神薬（精神安定剤、睡眠薬等）など一部薬剤が投薬できない場合があります。

## 2. チェックリスト

厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の遵守状況を記入したチェックリストを、ウェブサイトに掲載します。